

村山市監査委員公告 第 22 号

定例監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定例監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和 4 年 12 月 15 日

村山市監査委員 古瀬 忠 昭

村山市監査委員 寺崎 智 広

記

1. 監査の対象 福祉課
2. 監査の期間 令和 4 年 11 月 25 日から令和 4 年 12 月 15 日まで
3. 監査の範囲 令和 3 年 11 月 1 日から令和 4 年 10 月末日までにおける財務事務及び事務事業の執行状況
4. 監査の方法
村山市監査委員条例第 4 条の規定により期日及び要領を通知し、監査資料の提出を求め、関係職員からの説明を受け、財務関係帳簿などの書類について審査をおこなった。
5. 監査の着眼点
財務に関する事務等について、法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうか、村山市監査基準に基づき監査を実施した。
6. 監査の結果

【指摘事項】郵便切手の管理について

郵便切手は、いわゆる金券に該当するため、現金と同様の管理が必要であるとして、購入・使用に際しては、村山市文書管理規程により「郵便切手受払簿」に所要事項を記入することが定められている。

このたび、郵便切手の購入・使用等について確認したところ、特定の業務に係る返信用切手（2,650 枚）について、定められた郵便切手受払簿に、購入・使用等の事績を記載せず、残余の切手については、事務室内の脇机引出しに保管している極めて不適切な状況が認められた。

【指摘事項】契約事務について

村山市が行う物品の購入等については、村山市契約に関する規則により、必要な事項について定めているところである。

本来であれば請書を徴して購入すべき金額の物品購入について、当該取引に係る請求書を分割する必然性が認められないにもかかわらず、購入金額を分割した複数の請求書を徴求することで、請書を徴する必要のない金額にしている不当な取引が認められた。